

議案第 5 3 号

使用料及び手数料の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料及び手数料の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

使用料、手数料等の額を改定するほか、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

使用料及び手数料の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市手数料条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「50 円」を「70 円」に改める。

別表第 13 の 1 の項中「400 円」を「600 円」に改め、同表の 2 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同表の 3 の項中「300 円」を「450 円」に改める。

別表第 15 の 6 の項及び 7 の項中「1,000 円」を「1,500 円」に、「500 円」を「750 円」に改め、同表備考 3 中「200 円」を「300 円」に改める。

(羽曳野市立集会所条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市立集会所条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		室料
会議室	1 日	円 2,200
和室		1,500

(羽曳野市立テニスコート条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市立テニスコート条例(平成 2 年羽曳野市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 8 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表中「別表(第 7 条、第 8 条関係)」を「別表第 1(第 7 条関係)」に、「1,040 円」を「1,200 円」に、「2,080 円」を「2,400 円」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2(第 8 条関係)

単位		料金
2 時間	羽曳野市内在住、在勤、在学者	1,040 円
	羽曳野市内在住、在勤、在学者以外の者	2,080 円

(羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例(平成 4 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

「

全面	1 日	7,340
半面	1 日	3,670

」を

「

全面	1 日	11,000
半面	1 日	5,500

」に改め、

宿泊室の項を削る。

別表 2 の表を削る。

別表 3 の表宿泊室用寝具の項を削り、同表を別表 2 の表とする。

(羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年羽曳野市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表その他の廃棄物の項中「1,500 円」を「2,200 円」に、「1,000 円」を「1,500 円」に改める。

(羽曳野市立コミュニティセンター条例の一部改正)

第 6 条 羽曳野市立コミュニティセンター条例(平成 5 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

施設の名称	区分	単位	室料
-------	----	----	----

羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター	集会室(1)	1 日	円 4,500
	集会室(2)		3,100
	集会室(3)		3,100
	会議室		1,500
	和室		2,300
	調理実習室		3,700
羽曳野市立丹比コミュニティセンター	集会室(1)	1 日	円 4,700
	集会室(2)		3,100
	和室(1)		2,300
	和室(2)		2,300
	交流室		3,600
	調理実習室		5,500
羽曳野市立東部コミュニティセンター	集会室(1)	1 日	円 4,700
	集会室(2)		3,100
	会議室(1)		3,200
	会議室(2)		1,800
	和室		2,300
	交流室		3,400

別表第2はびきの庵円想の項中「4,190 円」を「5,800 円」に改める。

別表第3中

「

マイク等セット	一式 1 日	円 2,090
カラオケセット	一式 1 日	2,090

」を

「

マイク等セット	一式 1 日	円 2,090
---------	--------	------------

」に改める。

別表第 4 中「830」を「1,000」に、「1,500」を「1,800」に、「2,000」を「2,500」に、「520」を「650」に、「940」を「1,100」に、「1,250」を「1,500」に、「1,040」を「1,300」に、「1,880」を「2,300」に、「2,500」を「3,100」に改める。

(羽曳野市立総合スポーツセンター条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市立総合スポーツセンター条例(平成 9 年羽曳野市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の表中

「

円 9,950
19,900
29,850
9,950
3,980
7,960
11,940
8,380
3,980
3,980
3,980
7,960

」を

「

円 14,000
28,000

42,000
14,000
4,000
8,000
12,000
8,500
3,980
3,980
3,980
8,700

」に改める。

別表第 1 第 2 号の表中「1,670」を「2,500」に、「840」を「1,200」に改める。

別表第 2 備考を次のように改める。

備考 「普通自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、それぞれ道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 2 条の表に規定する普通自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

別表第 3 中

「

				1 区分	円
ス ポ ー ツ 器 具	各種競技用具(支柱、ネット)		1 式		210
	卓球用具(台、サポート、ネット)		1 台		110
	バスケットボール	移動式ゴール	1 対		420
		オフィシャルテーブルセット(メイン 1 面使用時のみ)	1 式		420
		オフィシャルセット(タイマーを含む。)			110
	柔道用畳		1 面		1,040
	剣道用具		1 式		110
	得点板		1 台		110

	審判台	1 式		110
	トランポリン用具(補助マットを含む。)			420
	綱引き用具(ロープ、レーンマット)			840
	体力測定器具(反復横跳び測定器等)			420
	体操用マット			110
	跳び箱(ロイター板を含む。)			110

」を

「

ス ポ ー ツ 器 具	各種競技用具(支柱、ネット)		1 式	1 区分	円 210
	卓球用具(台、サポート、ネット)		1 台		110
	バスケットボール	移動式ゴール	1 対		420
		オフィシャルテーブルセット(メイン 1 面使用時のみ)	1 式		420
		オフィシャルセット(タイマーを含む。)			110
	柔道用畳		1 面		1,040
	剣道用具		1 式		110
	得点板		1 台		110
	審判台				110
	綱引き用具(ロープ、レーンマット)		1 式		840
	体力測定器具(反復横跳び測定器等)				420
	体操用マット				110
	跳び箱(ロイター板を含む。)				110

」に、

「

映 像 装 置	大型映像装置	1 式	1 区分	20,950
	電光得点盤(埋込式)	1 組		1,040
	ビデオプロジェクター(スクリーンを	1 式		1,040

	含む。)			
	オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含む。)			520
	映写機(スクリーンを含む。)			1,040

」を

「

映 像 装 置	大型映像装置	1 式	1 区分	20,950
	電光得点盤(埋込式)	1 組		1,040
	ビデオプロジェクター(スクリーンを含む。)	1 式		1,040

」に、

「

バスタオル	1 枚	1 回	110
タオル			20
グランドピアノ	1 式	1 区分	1,570

」を

「

グランドピアノ	1 式	1 区分	1,570
---------	-----	------	-------

」に改め、

同表中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とする。

(羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部改正)

第 8 条 羽曳野市立生活文化情報センター条例(平成 12 年羽曳野市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表を次のように改める。

(1) 施設

区分	単位	金額
ホール	1 室 1 時間	円 26,190
ホール(ホワイエ部分に限る。)		7,340

楽屋1	420
楽屋2・3	420
楽屋4・5	1,150
楽屋6	2,620
美術・工作創作室	3,560
和室	2,310
大会議室	3,980
中会議室A	2,310
中会議室B	1,890
中会議室C	2,010
交流ギャラリー	3,040
音楽実習室	3,140
レッスンルーム	420
小会議室A・B・C	1,040
セミナー室A・B	1,780
アトリウム	47,140
映像セミナー室	8,380
視聴覚室	5,340
録音スタジオ	3,140
多目的スタジオ	4,190
控室	310
交流広場	20,950
講義室A	5,180
講義室B	2,590

別表第2号の表中

「

音声ライン受け	1回線1日	2,090
カラオケセット	1式1日	4,190

」を

「

音声ライン受け	1 回線 1 日	2,090
---------	----------	-------

」に、

「

ビデオデッキ (VHS)	1 台 1 日	2,090
テレビデオ (21 インチ)	1 台 1 日	4,190

」を

「

ビデオデッキ (VHS)	1 台 1 日	2,090
--------------	---------	-------

」に、

「

パイプオルガン	1 台 1 時間	26,190
ハープ	1 台 1 日	6,290

」を

「

パイプオルガン	1 台 1 時間	26,190
---------	----------	--------

」に、

「ポジティブオルガン」を「ポジティブオルガン」に、

「

展示パネル (穴なし)	1 枚 1 日	420
テーブルクロス	1 枚 1 日	110

」を

「

展示パネル (穴なし)	1 枚 1 日	420
-------------	---------	-----

」に、

「

台車	1 台 1 日	620
情報コンセント	1 回線 1 日	1,040

」を

「

台車	1 台 1 日	620
----	---------	-----

」に改める。

(羽曳野市留守家庭児童会条例の一部改正)

第 9 条 羽曳野市留守家庭児童会条例(平成 14 年羽曳野市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「5,000 円」を「7,000 円」に改め、同項ただし書中「ときは、そのうちの 1 人を除く他の児童の使用料は、1 人につき月額 2,500 円」を「場合において、最初に入会する児童(2 人以上の児童が同時に入会するときは、そのうちいずれか 1 人の児童)以外の児童に係る使用料は、次の各号に掲げる当該児童の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 2 番目に入会する児童(2 人以上の児童が同時に入会するときは、そのうちいずれか 1 人の児童) 月額 3,500 円

(2) 前号に掲げる児童以外の児童 無料

第 6 条第 4 項中「1,500 円」を「2,000 円」に改める。

第 7 条第 4 項中「1,000 円」を「1,500 円」に改める。

(羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部改正)

第 10 条 羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例(平成 21 年羽曳野市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「250 円」を「300 円」に、「400 円」を「500 円」に、「3,500 円」を「4,300 円」に改める。

別表第 2 中「200 円」を「250 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 8 条の規定 令和 8 年 10 月 1 日

(3) 第 2 条及び附則第 4 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(4) 第 6 条、附則第 7 項及び附則第 8 項の規定 令和 9 年 3 月 1 日

(準備行為)

- 2 市長は、指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。)が改正後の羽曳野市立集会所条例別表、羽曳野市立テニスコート条例別表、羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例別表、羽曳野市立コミュニティセンター条例別表第 1 から別表第 3 まで、羽曳野市立総合スポーツセンター条例別表第 1 から別表第 3 まで、羽曳野市立生活文化情報センター条例別表並びに羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例別表第 1 及び別表第 2 に掲げる金額の範囲内で利用料金の額を定めようとするときは、前項本文又は同項各号(第 1 号を除く。)に規定する日前においても、利用料金の額に係る承認を行うことができる。

(羽曳野市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(附則第 5 項、附則第 6 項、附則第 9 項及び附則第 10 項において「施行日」という。)以後に受け付ける申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(羽曳野市立集会所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 2 条の規定による改正後の羽曳野市立集会所条例別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の羽曳野市立集会所の利用に係る利用料金について適用し、同日前の羽曳野市立集会所の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(羽曳野市立テニスコート条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第 3 条の規定による改正後の羽曳野市立テニスコート条例別表第 1 の規定は、施行日以後の羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート及び羽曳野市立市民体育館屋外テニスコートの利用に係る利用料金について適用し、同日前の羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート及び羽曳野市立市民体育館屋外テニスコートの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第 4 条の規定による改正後の羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例別表の規定は、施行日以後の羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園の利用に係る利用料金について適用し、同日前の羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園の利用に係る利用料金につ

いては、なお従前の例による。

(羽曳野市立コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第 6 条の規定による改正後の羽曳野市立コミュニティセンター条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター、羽曳野市立丹比コミュニティセンター及び羽曳野市立東部コミュニティセンター並びに羽曳野市立はびきの庵円想(以下「コミュニティセンター等」という。)の利用に係る利用料金について適用し、同日前のコミュニティセンター等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

8 第 6 条の規定による改正後の羽曳野市立コミュニティセンター条例別表第 4 の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターの使用に係る使用料について適用し、同日前の羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(羽曳野市立総合スポーツセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第 7 条の規定による改正後の羽曳野市立総合スポーツセンター条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、施行日以後の羽曳野市立総合スポーツセンターの利用に係る利用料金について適用し、同日前の羽曳野市立総合スポーツセンターの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(羽曳野市留守家庭児童会条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第 9 条の規定による改正後の羽曳野市留守家庭児童会条例第 5 条から第 7 条までの規定は、施行日以後の羽曳野市留守家庭児童会の使用に係る使用料について適用し、同日前の羽曳野市留守家庭児童会の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新旧対照表

新				旧			
第 1 条関係 羽曳野市手数料条例				第 1 条関係 羽曳野市手数料条例			
別表第 2(第 2 条関係) 住民基本台帳法関係				別表第 2(第 2 条関係) 住民基本台帳法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	住民基本台帳法(以下この表において「法」という。)第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 人	70 円	1	住民基本台帳法(以下この表において「法」という。)第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 人	50 円
2～6 省略				2～6 省略			
別表第 3～別表第 12 省略				別表第 3～別表第 12 省略			
別表第 13(第 2 条関係) スポーツ施設予約システム関係				別表第 13(第 2 条関係) スポーツ施設予約システム関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	利用者登録カードの交付	1 件	600 円	1	利用者登録カードの交付	1 件	400 円
2	利用者登録カードの再交付	1 件	300 円	2	利用者登録カードの再交付	1 件	200 円
3	利用者登録カードの更新	1 件	450 円	3	利用者登録カードの更新	1 件	300 円
別表第 14 省略				別表第 14 省略			
別表第 15(第 2 条関係) その他の証明、写しの交付関係				別表第 15(第 2 条関係) その他の証明、写しの交付関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1～5 省略				1～5 省略			
6	道路、水路その他市有地と私有地との境界明示	1 筆	1,500 円 (再交付の場合は、請求 1 件につき 750 円)	6	道路、水路その他市有地と私有地との境界明示	1 筆	1,000 円 (再交付の場合は、請求 1 件につき 500 円)
7	市域に関する証明	1 筆	1,500 円	7	市域に関する証明	1 筆	1,000 円

			(再交付の場合は、請求 1 件につき <u>750 円</u>)
省略			
備考			
1・2 省略			
3 この表の 6 の項に掲げる境界明示又は 7 の項に掲げる証明において、2 筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1 筆を増すごとに <u>300 円</u> を加えた額を徴収する。			
4～6 省略			
<div>第 2 条関係</div> 羽曳野市立集会所条例			
別表(第 7 条関係)			
<u>区分</u>		<u>室料</u>	
<u>会議室</u>	<u>1 日</u>	<u>円</u>	
		<u>2,200</u>	
<u>和室</u>		<u>1,500</u>	

			(再交付の場合は、請求 1 件につき <u>500 円</u>)
省略			
備考			
1・2 省略			
3 この表の 6 の項に掲げる境界明示又は 7 の項に掲げる証明において、2 筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1 筆を増すごとに <u>200 円</u> を加えた額を徴収する。			
4～6 省略			
<div>第 2 条関係</div> 羽曳野市立集会所条例			
別表(第 7 条関係)			
<u>区分</u>		<u>室料</u>	
<u>会議室</u>	<u>午前(午前 9 時から正午まで)</u>	<u>円</u>	
		<u>420</u>	
	<u>午後(正午から午後 5 時まで)</u>	<u>620</u>	
	<u>夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)</u>	<u>740</u>	
	<u>昼間(午前 9 時から午後 5 時まで)</u>	<u>940</u>	
	<u>昼夜間(正午から午後 9 時まで)</u>	<u>1,260</u>	
<u>和室</u>	<u>全日(午前 9 時から午後 9 時まで)</u>	<u>1,470</u>	
	<u>午前(午前 9 時から正午まで)</u>	<u>310</u>	
	<u>午後(正午から午後 5 時まで)</u>	<u>520</u>	
	<u>夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)</u>	<u>620</u>	
	<u>昼間(午前 9 時から午後 5 時まで)</u>	<u>740</u>	
	<u>昼夜間(正午から午後 9 時まで)</u>	<u>940</u>	

備考 省略

第 3 条関係

羽曳野市立テニスコート条例

(利用料金)

第 7 条 1・2 省略

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第 1 に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4～6 省略

(使用料)

第 8 条 茶山テニスコートを使用しようとする者は、別表第 2 に掲げる額の料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 省略

第 9 条 省略

附 則 省略

別表第 1(第 7 条関係)

区分	単位		料金
テニスコート	2 時間	羽曳野市内在住、在勤、在学者	1,200 円
		羽曳野市内在住、在勤、在学者以外の者	2,400 円
省略			

別表第 2(第 8 条関係)

単位		料金
2 時間	羽曳野市内在住、在勤、在学者	1,040 円
	羽曳野市内在住、在勤、在学者以外の者	2,080 円

	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)	1,040
--	----------------------	-------

備考 省略

第 3 条関係

羽曳野市立テニスコート条例

(利用料金)

第 7 条 1・2 省略

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4～6 省略

(使用料)

第 8 条 茶山テニスコートを使用しようとする者は、別表に掲げる額の料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 省略

第 9 条 省略

附 則 省略

別表(第 7 条、第 8 条関係)

区分	単位		料金
テニスコート	2 時間	羽曳野市内在住、在勤、在学者	1,040 円
		羽曳野市内在住、在勤、在学者以外の者	2,080 円
省略			

第4条関係

羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例

別表(第7条関係)

1 専用利用料

区分		単位	料金(円)
グラウンド	全面	1 日	11,000
	片面	1 日	5,500
省略			

備考 省略

2 附帯設備等利用料金

区分	単位	料金(円)
省略		

第5条関係

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第4条関係

羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例

別表(第7条関係)

1 専用利用料

区分		単位	料金(円)
グラウンド	全面	1 日	7,340
	片面	1 日	3,670
省略			
宿泊室		1 泊	12,570

備考 省略

2 個人利用料

区分	単位		料金(円)
宿泊室	1 人 1 泊	小人(4 歳以上小学生以下)	520
		大人(中学生以上)	1,040

備考

- 1 本市の区域内に在住、在勤、在学をする者以外の者が利用する場合は、料金の2倍の額とする。
- 2 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

3 附帯設備等利用料金

区分	単位	料金(円)
省略		
宿泊室用寝具	1 セット	520

第5条関係

羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

別表

種類	取扱区分と手数料
省略	
その他の 廃棄物	犬・猫の死体 一匹につき <u>2,200 円</u> (ただし、市役所に持参する場合は一匹につき <u>1,500 円</u>)

第 6 条関係

羽曳野市立コミュニティセンター条例

別表第 1(第 7 条関係)

施設の名称	区分	単位	室料
羽曳野市立羽曳が 丘コミュニティセ ンター	集会室(1)	1 日	円 <u>4,500</u>
	集会室(2)		<u>3,100</u>
	集会室(3)		<u>3,100</u>
	会議室		<u>1,500</u>
	和室		<u>2,300</u>
	調理実習室		<u>3,700</u>
羽曳野市立丹比コ ミュニティセンタ ー	集会室(1)	1 日	円 <u>4,700</u>
	集会室(2)		<u>3,100</u>
	和室(1)		<u>2,300</u>
	和室(2)		<u>2,300</u>
	交流室		<u>3,600</u>
	調理実習室		<u>5,500</u>
羽曳野市立東部コ ミュニティセンタ ー	集会室(1)	1 日	円 <u>4,700</u>
	集会室(2)		<u>3,100</u>
	会議室(1)		<u>3,200</u>
	会議室(2)		<u>1,800</u>

別表

種類	取扱区分と手数料
省略	
その他の 廃棄物	犬・猫の死体 一匹につき <u>1,500 円</u> (ただし、市役所に持参する場合は一匹につき <u>1,000 円</u>)

第 6 条関係

羽曳野市立コミュニティセンター条例

別表第 1(第 7 条関係)

区分	単位	室料
		円
集会室(1)	1 日	<u>3,140</u>
集会室(2)		<u>2,090</u>
集会室(3)		<u>2,090</u>
会議室(1)		<u>2,410</u>
会議室(2)		<u>1,570</u>
和室(1)		<u>1,570</u>
和室(2)		<u>1,570</u>
交流室		<u>2,410</u>
調理実習室		<u>4,400</u>

	和室		2,300
	交流室		3,400

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分	単位	室料
はびきの庵円想	1日	5,800円

備考 省略

別表第3(第7条関係)

区分	単位	金額
音響設備	マイク等セット	一式1日 2,090円
	省略	
省略		

別表第4(第8条関係)

区分	室料
会議室(1)	円
	午前(午前9時から午後1時まで) 1,000
	午後(午後1時から午後5時まで) 1,000
	夜間(午後5時から午後9時まで) 1,000
	昼間(午前9時から午後5時まで) 1,800
	昼夜間(午後1時から午後9時まで) 1,800
	全日(午前9時から午後9時まで) 2,500
会議室(2)	円
	午前(午前9時から午後1時まで) 650
	午後(午後1時から午後5時まで) 650
	夜間(午後5時から午後9時まで) 650
	昼間(午前9時から午後5時まで) 1,100
	昼夜間(午後1時から午後9時まで) 1,100
	全日(午前9時から午後9時まで) 1,500
集会室	円

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分	単位	室料
はびきの庵円想	1日	4,190円

備考 省略

別表第3(第7条関係)

区分	単位	金額
音響設備	マイク等セット	一式1日 2,090円
	カラオケセット	一式1日 2,090
	省略	
	省略	

別表第4(第8条関係)

区分	室料
会議室(1)	円
	午前(午前9時から午後1時まで) 830
	午後(午後1時から午後5時まで) 830
	夜間(午後5時から午後9時まで) 830
	昼間(午前9時から午後5時まで) 1,500
	昼夜間(午後1時から午後9時まで) 1,500
	全日(午前9時から午後9時まで) 2,000
会議室(2)	円
	午前(午前9時から午後1時まで) 520
	午後(午後1時から午後5時まで) 520
	夜間(午後5時から午後9時まで) 520
	昼間(午前9時から午後5時まで) 940
	昼夜間(午後1時から午後9時まで) 940
	全日(午前9時から午後9時まで) 1,250
集会室	円

	午前(午前9時から午後1時まで)	<u>1,300</u>
	午後(午後1時から午後5時まで)	<u>1,300</u>
	夜間(午後5時から午後9時まで)	<u>1,300</u>
	昼間(午前9時から午後5時まで)	<u>2,300</u>
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	<u>2,300</u>
	全日(午前9時から午後9時まで)	<u>3,100</u>

備考 省略

第7条関係

羽曳野市立総合スポーツセンター条例

別表第1(第8条関係)

総合体育館料金表

(1) 専用利用料

区分			単位	料金
A	メインアリーナ	全面の 3 分の 1	1 日	円 14,000
		全面の 3 分の 2		28,000
		全面		42,000
	サブアリーナ			14,000
	会議室	全面の 3 分の 1		4,000
		全面の 3 分の 2		8,000
		全室		12,000
	トレーニングルーム			8,500
	選手控室			3,980
	審判員室			3,980
	大会役員室			3,980
	フリールーム			8,700
	野外ステージ			3,350

	午前(午前9時から午後1時まで)	<u>1,040</u>
	午後(午後1時から午後5時まで)	<u>1,040</u>
	夜間(午後5時から午後9時まで)	<u>1,040</u>
	昼間(午前9時から午後5時まで)	<u>1,880</u>
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	<u>1,880</u>
	全日(午前9時から午後9時まで)	<u>2,500</u>

備考 省略

第7条関係

羽曳野市立総合スポーツセンター条例

別表第1(第8条関係)

総合体育館料金表

(1) 専用利用料

区分			単位	料金
A	メインアリーナ	全面の 3 分の 1	1 日	円 <u>9,950</u>
		全面の 3 分の 2		<u>19,900</u>
		全面		<u>29,850</u>
	サブアリーナ			<u>9,950</u>
	会議室	全面の 3 分の 1		<u>3,980</u>
		全面の 3 分の 2		<u>7,960</u>
		全室		<u>11,940</u>
	トレーニングルーム			<u>8,380</u>
	選手控室			<u>3,980</u>
	審判員室			<u>3,980</u>
	大会役員室			<u>3,980</u>
	フリールーム			<u>7,960</u>
	野外ステージ			3,350

備考 省略

(2) 個人利用料

A メインアリーナ・サブアリーナ・フリールーム利用料

区分	単位	料金
		円
一般(高校生以上)	1 日	2,500
小学生・中学生・老人・障害者		1,200

備考 省略

B 浴室利用料表 省略

別表第2(第8条関係)

駐車場料金表

表 省略

備考 「普通自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、それぞれ道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

別表第3(第8条関係)

附属設備料金

区分		単位		料金
スポーツ器具	各種競技用具(支柱、ネット)	1 式	1 区分	円 210
	卓球用具(台、サポート、ネット)	1 台		110
	バスケットボール	移動式ゴール	1 対	420
		オフィシャルテーブルセット(メイン 1 面使用時のみ)	1 式	420
		オフィシャルセット(タイマーを含む。)		110
	柔道用畳	1 面		1,040
	剣道用具	1 式		110

備考 省略

(2) 個人利用料

A メインアリーナ・サブアリーナ・フリールーム利用料

区分	単位	料金
		円
一般(高校生以上)	1 日	1,670
小学生・中学生・老人・障害者		840

備考 省略

B 浴室利用料表 省略

別表第2(第8条関係)

駐車場料金表

表 省略

備考

1 「普通自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、それぞれ道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

2 駐車場利用料金は、駐車時間が2時間以内の場合は無料とする。

別表第3(第8条関係)

附属設備料金

区分		単位		料金
スポーツ器具	各種競技用具(支柱、ネット)	1 式	1 区分	円 210
	卓球用具(台、サポート、ネット)	1 台		110
	バスケットボール	移動式ゴール	1 対	420
		オフィシャルテーブルセット(メイン 1 面使用時のみ)	1 式	420
		オフィシャルセット(タイマーを含む。)		110
	柔道用畳	1 面		1,040
	剣道用具	1 式		110

	得点板	1 台		<u>110</u>
	審判台			<u>110</u>
	綱引き用具(ロープ、レーンマット)	1 式		<u>840</u>
	体力測定器具(反復横跳び測定器等)			<u>420</u>
	体操用マット			<u>110</u>
	跳び箱(ロイター板を含む。)			<u>110</u>
	省略			
映 像 装 置	大型映像装置	1 式	1 区分	<u>20,950</u>
	電光得点盤(埋込式)	1 組		<u>1,040</u>
	ビデオプロジェクター(スクリーンを含む。)	1 式		<u>1,040</u>
省略				
その他	省略			
	グランドピアノ	1 式	1 区分	<u>1,570</u>

備考

1・2 省略

3 省略

第 8 条関係

羽曳野市立生活文化情報センター条例

別表(第 7 条関係)

	得点板	1 台		<u>110</u>
	審判台			<u>110</u>
	トランポリン用具(補助マットを含む。)	1 式		<u>420</u>
	綱引き用具(ロープ、レーンマット)			<u>840</u>
	体力測定器具(反復横跳び測定器等)			<u>420</u>
	体操用マット			<u>110</u>
	跳び箱(ロイター板を含む。)			<u>110</u>
省略				
映 像 装 置	大型映像装置	1 式	1 区分	<u>20,950</u>
	電光得点盤(埋込式)	1 組		<u>1,040</u>
	ビデオプロジェクター(スクリーンを含む。)	1 式		<u>1,040</u>
	オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含む。)			<u>520</u>
	映写機(スクリーンを含む。)			<u>1,040</u>
省略				
その他	省略			
	バスタオル	1 枚	1 回	<u>110</u>
	タオル			<u>20</u>
	グランドピアノ	1 式	1 区分	<u>1,570</u>

備考

1・2 省略

3 バスタオル及びタオルの使用は、浴室の利用時に限る。

4 省略

第 8 条関係

羽曳野市立生活文化情報センター条例

別表(第 7 条関係)

(1) 施設

区分	単位	金額
	1室1時間	円
ホール		26,190
ホール(ホワイエ部分に限る。)		7,340
楽屋1		420
楽屋2・3		420
楽屋4・5		1,150
楽屋6		2,620
美術・工作創作室		3,560
和室		2,310
大会議室		3,980
中会議室A		2,310
中会議室B		1,890
中会議室C		2,010
交流ギャラリー		3,040
音楽実習室		3,140
レッスンルーム		420
小会議室A・B・C		1,040
セミナー室A・B		1,780
アトリウム		47,140
映像セミナー室		8,380
視聴覚室		5,340
録音スタジオ		3,140
多目的スタジオ		4,190
控室		310
交流広場		20,950
講義室A		5,180

(1) 施設

区分	単位	金額
	1室1時間	円
ホール		26,190
ホール(ホワイエ部分に限る。)		7,340
楽屋1		420
楽屋2・3		420
楽屋4・5		1,150
楽屋6		2,620
美術・工作創作室		3,560
和室		2,310
大会議室		3,980
中会議室A		2,310
中会議室B		1,890
交流ギャラリー		3,040
音楽実習室		3,140
レッスンルーム		420
小会議室A・B・C		1,040
セミナー室A・B		1,780
アトリウム		47,140
映像セミナー室		8,380
パソコン教室		5,240
資料室		1,780
視聴覚室		5,340
録音スタジオ		3,140
多目的スタジオ		4,190
控室		310
交流広場		20,950
交流プラザ		1,890

講義室B			2,590
(2) 附帯設備			
区分		単位	金額
省略			
音響設備	省略		
	音声ライン受け	1 回線 1 日	2,090
	省略		
省略			
映像設備	省略		
	ビデオデッキ (VHS)	1 台 1 日	2,090
	省略		
省略			
楽器	パイプオルガン	1 台 1 時間	26,190
	省略		
	ポジティブオルガン	1 台 1 日	6,290
省略			
省略			
その他	省略		
	展示パネル(穴なし)	1 枚 1 日	420
	省略		
	台車	1 台 1 日	620
	省略		
(3) 省略			

第 9 条関係

(2) 附帯設備			
区分		単位	金額
省略			
音響設備	省略		
	音声ライン受け	1 回線 1 日	2,090
	カラオケセット	1 式 1 日	4,190
	省略		
省略			
映像設備	省略		
	ビデオデッキ (VHS)	1 台 1 日	2,090
	テレビデオ (21 インチ)	1 台 1 日	4,190
	省略		
省略			
楽器	パイプオルガン	1 台 1 時間	26,190
	ハープ	1 台 1 日	6,290
	省略		
	ポジティブオルガン	1 台 1 日	6,290
	省略		
省略			
その他	省略		
	展示パネル(穴なし)	1 枚 1 日	420
	テーブルクロス	1 枚 1 日	110
	省略		
	台車	1 台 1 日	620
	情報コンセント	1 回線 1 日	1,040
省略			
(3) 省略			

第 9 条関係

羽曳野市留守家庭児童会条例

(使用料)

第5条 1 省略

2 前項の使用料の額は、児童1人につき月額7,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合において、最初に入会する児童(2人以上の児童が同時に入会するときは、そのうちいずれか1人の児童)以外の児童に係る使用料は、次の各号に掲げる当該児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2番目に入会する児童(2人以上の児童が同時に入会するときは、そのうちいずれか1人の児童) 月額3,500円

(2) 前号に掲げる児童以外の児童 無料

3 省略

(延長使用)

第6条 1～3 省略

4 延長使用料の額は、児童1人につき月額2,000円とする。

(土曜使用)

第7条 1～3 省略

4 土曜使用料の額は、児童1人につき月額1,500円とする。

以下省略

第10条関係

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例

別表第1(第7条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ゴルフ場	小人以下	1 人 1 回	<u>300 円</u>
	前号に掲げる者以外の者	1 人 1 回	<u>500 円</u>
		回数券(1 回券 10 回分)	<u>4,300 円</u>
省略			

羽曳野市留守家庭児童会条例

(使用料)

第5条 1 省略

2 前項の使用料の額は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、そのうちの1人を除く他の児童の使用料は、1人につき月額2,500円とする。

3 省略

(延長使用)

第6条 1～3 省略

4 延長使用料の額は、児童1人につき月額1,500円とする。

(土曜使用)

第7条 1～3 省略

4 土曜使用料の額は、児童1人につき月額1,000円とする。

以下省略

第10条関係

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例

別表第1(第7条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ ゴルフ場	小人以下	1 人 1 回	<u>250 円</u>
	前号に掲げる 者以外の者	1 人 1 回	<u>400 円</u>
		回数券(1 回券 10 回 分)	<u>3, 500 円</u>
省略			

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ ゴルフ場	省略		
	前号に掲げる 者以外の者	1人1回	<u>250円</u>

備考 省略

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ ゴルフ場	省略		
	前号に掲げる 者以外の者	1人1回	<u>200円</u>

備考 省略